

大分県報

平成二十九年
第二九三一号
十一月七日

（火曜日）

目次

規則

大分県後期高齢者医療財政安定化基金管理規則の一部改正……………一

告示

特定非営利活動法人の設立認証申請……………一
森林法による地域森林計画の決定及び縦覧……………一
森林法による地域森林計画の変更及び縦覧……………二

規則

大分県後期高齢者医療財政安定化基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年十一月七日

大分県規則第六十号 大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県後期高齢者医療財政安定化基金管理規則の一部を改正する規則

大分県後期高齢者医療財政安定化基金管理規則（平成二十年大分県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「政令」を「算定政令」に改める。

第十二条第一項中「政令」を「算定政令」に改める。

第三号様式及び第十二号様式中「第93条」を「第93条第1項及び第2項」に、「及び第98条」を「並びに第98条」に、「第100条」を「第100条第1項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

大分県告示第六百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成二十九年十一月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請のあった年月日

平成二十九年十月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 朝地フレンドクラブ

三 代表者の氏名

羽田野 金 久

四 主たる事務所の所在地

豊後大野市朝地町坪泉四百九十四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、豊後大野市朝地町を中心とした地域住民に対して、子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ活動や文化活動に参加できる環境を目指し、地域住民の集いの機会（よりどころ）づくりのためスポーツ事業及び文化事業を実施し、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

大分県告示第六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、次の森林計画区について地域森林計画を立てたいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、その関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画書に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十九年十一月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 森林計画区

大分西部地域森林計画区（日田市、九重町及び玖珠町）

二 縦覧場所

大分県農林水産部林務管理課及び西部振興局農山村振興部

三 縦覧期間

平成二十九年十一月七日から同年十二月一日まで

大分県告示第六百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定に基づき、次の森林計画区について地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、その関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画書に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十九年十一月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 森林計画区

大分中部地域森林計画区(大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市及び由布市)

大分北部地域森林計画区(別府市、中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村及び日出町)

二 縦覧場所

大分県農林水産部林務管理課及び関係振興局農山村振興部又は農山村振興部

三 縦覧期間

平成二十九年十一月七日から同年十二月一日まで